

## 福祉保健部分掌事務

### 福祉保健課

- (1) 福祉保健行政の企画及び総合調整に関すること。
- (2) 福祉保健審議会に関すること。
- (3) 地域保健対策に関すること。
- (4) 社会福祉統計、衛生統計及び人口動態統計に関すること(他課(室)の所管に属するものを除く。)
- (5) 災害救助に関すること。
- (6) 福祉保健部の人事及び組織に関すること。
- (7) 福祉事務所、保健所、こども・女性・障害者支援センター及び清和寮に関すること(他課(室)の所管に属するものを除く。)
- (8) 部内各課(室)(監査指導課を除く。)の庶務に関すること。
- (9) 部内各課(室)の予算の事務に関すること。
- (10) 部内各課(室)の連絡調整に関すること。
- (11) 部内他課(室)の所管に属しないこと。
- (12) 保健師の統括に関すること。
- (13) 社会福祉法人その他の法人の認可等に関すること(他課(室)の所管に属するものを除く。)
- (14) 社会福祉協議会等の福祉団体に関すること。
- (15) 社会福祉事業振興資金に関すること。
- (16) 生活保護に関すること。
- (17) 福祉資金及び生活福祉資金に関すること。
- (18) 民生委員に関すること。
- (19) 行旅病人及び行旅死亡人に関すること。
- (20) 福祉のまちづくりの企画及び総合調整に関すること。
- (21) 福祉のまちづくりの推進に関すること(他課(室)の所管に属するものを除く。)
- (22) 福祉のまちづくりの啓発に関すること。
- (23) 社会福祉施設等整備のうち技術的事項の指導に関すること。
- (24) 各種福祉人材養成施設の指定等に関すること(他課(室)の所管に属するものを除く。)

### 監査指導課

- (1) 社会福祉法人及び社会福祉施設等の指導監督に関すること。
- (2) 措置事務の指導監査に関すること。
- (3) 社会福祉法人及び社会福祉施設等に対する業務の停止等監督に関する事。
- (4) 指導監督等に関する関係各課(室)との連絡調整に関すること。

## 医療政策課

- (1) 救急医療、離島・へき地医療などの医療供給体制に関する事。
- (2) 医療計画に関する事。
- (3) 結核、感染症対策に関する事。
- (4) 病院、診療所等の許認可等並びに医療監視に関する事。
- (5) 医療法人の認可等に関する事。
- (6) 医師、歯科医師等医療従事者に関する事(他課(室)の所管に属するものを除く。)
- (7) 医療相談に関する事。
- (8) 病院企業団に関する事。
- (9) がん対策に関する事。

## 医療人材対策室

- (1) 医師確保対策に関する事。
- (2) 離島・へき地の医療支援に関する事。
- (3) 看護職員確保対策に関する事。

## 薬務行政室

- (1) 医薬品等の生産、流通、使用及び備蓄に関する事。
- (2) 薬剤師に関する事。
- (3) 麻薬、向精神薬、大麻、あへん及び覚せい剤に関する事。
- (4) 薬物乱用防止に関する事。
- (5) 毒物及び劇物に関する事。
- (6) 血液事業に関する事。
- (7) 薬事統計に関する事。
- (8) 有毒物質を含有する家庭用品の規制に関する事。

## 国保・健康増進課

- (1) 国民健康保険に関する事。
- (2) 国民健康保険審査会に関する事。
- (3) 後期高齢者医療に関する事。
- (4) 後期高齢者医療審査会に関する事。
- (5) 健康づくりに関する事。
- (6) 生活習慣病等の予防に関する事。
- (7) 歯科保健に関する事。
- (8) 栄養に関する事。
- (9) 栄養士及び調理師に関する事。
- (10) 難病対策に関する事。
- (11) ハンセン病に関する事。
- (12) 臓器不全対策に関する事。

## 長寿社会課

- (1) 老人の福祉に関すること。
- (2) 老人福祉施設に関すること。
- (3) 老人福祉に関する事業を行うことを主たる目的とする社会福祉法人その他の法人の認可等に関すること。
- (4) 高齢社会対策の総合企画及び連絡調整に関すること。
- (5) 介護保険に関すること(他課(室)の所管に属するものを除く。)
- (6) 地域包括ケアシステムの構築に関すること(他課(室)の所管に属するものを除く。)
- (7) 社会福祉事業に従事する者の確保の促進に関すること(他課(室)の所管に属するものを除く。)
- (8) 介護福祉士及び社会福祉士の養成施設の指定等に関すること。

## 障害福祉課

- (1) 身体障害者(児童を含む。)の福祉に関すること。
- (2) 知的障害者(児童を含む。)の福祉に関すること。
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関すること。
- (4) 障害者(児童を含む。)に関する事業を行うことを主たる目的とする社会福祉法人その他の法人の認可等に関すること。
- (5) 障害者(児童を含む。)福祉施設に関すること。
- (6) 心身障害者扶養共済制度に関すること。
- (7) 地方障害者施策推進協議会に関すること。
- (8) 精神保健福祉審議会及び精神医療審査会に関すること。
- (9) こども医療福祉センターに関すること(他課(室)の所管に属するものを除く。)
- (10) 障害者介護給付費等不服審査会に関すること。
- (11) 自殺対策に関すること(他課(室)の所管に属するものを除く。)
- (12) 障害者の就労支援に関すること(他課(室)の所管に属するものを除く。)
- (13) 障害者差別対策に関すること。
- (14) 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止に関すること。

## 原爆被爆者援護課

- (1) 原爆被爆者医療対策に関すること。
- (2) 原爆被爆者援護対策に関すること。
- (3) その他原爆被爆者対策に関すること。
- (4) もとの軍人及び軍属等の恩給に関すること。
- (5) もとの軍人及び軍属等の履歴証明に関すること(もとの海軍に関するものを除く。)
- (6) もとの軍人及び軍属等の叙位及び叙勲に関すること。
- (7) 戦傷病者、戦没者遺族等の援護に関すること。
- (8) 未帰還者の調査及び身上の取扱いに関すること。
- (9) 未帰還者留守家族等の援護に関すること。
- (10) 引揚者の援護に関すること。
- (11) 戦没者の慰霊顕彰に関すること。
- (12) 戦没者の遺骨の伝達及び遺留品の交付に関すること。